

富士吉田市立看護専門学校運営費補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 知事は、看護師確保対策を推進するため、富士吉田市立看護専門学校の運営に必要な費用について、予算の範囲内で補助金を交付する。その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、富士吉田市の申請に基づき富士吉田市立看護専門学校に係る各会計年度の運営費に対して、富士吉田市に交付する。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、富士吉田市立看護専門学校の運営に必要な次に掲げる経費の実支出額と富士吉田市立看護専門学校の運営に係る総事業費から富士吉田市に交付税算入される同看護専門学校の運営費相当額、授業料収入、寄付金その他全ての収入を控除した額とを比較して、少ない方の額に20/50を乗じて算出する。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 人件費（給料、諸手当、法定福利費等）
- (2) 学校運営費（事務費、光熱水費、校舎管理費等）
- (3) 教育費（講師謝金、教育用消耗器材費、什器備品費等）
- (4) その他知事が認めた富士吉田市立看護専門学校の運営に必要な経費

(交付の限度額)

第4条 この補助金の限度額は、23,000千円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の申請は、補助金交付申請書（第1号様式）により、知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第6条 この補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更しようとする場合は、変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障を来さない内容の細部の変更であって、補助事業の各項目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の変更で補助金の増額を伴わないものはこの限りでない。

2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、中止（廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払とすることができる。

概算払の交付を受けようとするときは、概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 この補助金の実績報告は、事業完了後1か月の日、若しくは廃止の承認を受けた日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(証拠書類等の整備及び保管)

第9条 この補助金の交付を受けた者は、当該経費の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整理し、事業年度終了後5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 富士吉田市立看護専門学校は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具等(以下「取得財産等」という。)で減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第一から別表第三(以下、「省令別表」という。)に定められているものについては、省令別表で定められた期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはいけない。

2 富士吉田市立看護専門学校は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(その他)

第11条 特別の事情により、この要綱に定める算定方法、手続きによることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から平成18年3月31日まで適用するものとする。

附 則

平成14年10月23日一部改正(平成14年4月1日から適用)

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月29日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。